

資料②空き家の「流通促進」、「改修」、「除却」に関する補助制度

既存施策・・・黒字、特区に伴う新規施策・・・赤字

空き家家財道具等処分支援補助事業	空家バンク物件の所有者に対して、家財道具等の処分費用等を補助 補助額：対象事業費の10/10、上限額10万円
空き家バンク物件登記費用補助事業	特区内の空き家バンク物件の登記手続きに係る費用を補助 補助額：対象事業費の10/10、上限額10万円
空き家等活用支援事業	空家の利活用のため改修する者に対して改修費用の一部を補助 補助額：対象事業費の1/2～3/4、上限額225万円（住宅型の場合） →特区指定後：上限額255万円（住宅型の場合）
古民家再生促進支援事業	古民家を地域交流拠点等又は賃貸住宅として活用するため改修に要する経費を補助 補助額：対象事業費の1/3、上限額500万円 →特区指定後：対象事業費の3/8、上限額560万円
空き家改修補助制度	空家の所有者や購入者に対して、改修費用の一部を補助 補助額：対象事業費の1/2、上限額50万円
住まいの耐震化促進事業※除却費助成	住宅に居住する者に対して、旧耐震基準で建築された耐震性の低い木造住宅の除却費用の一部を補助 補助額：対象事業費の23%、上限額50万円
老朽危険空き家撤去事業	老朽危険空き家の撤去工事を行う自治会に対して、撤去費用の一部を補助 補助額：対象事業費の5/6、上限額250万円
空き家等活用促進特別区域内における老朽危険空き家撤去事業	特区内の老朽危険空き家撤去に係る費用の一部を空家所有者等へ補助 補助額：対象事業費の10/10、上限額100万円